## 会 議 録

令和3年1月7日作成

|                              | <u> </u>   |                         |  |  |  |
|------------------------------|--|-------------------------|--|--|--|
| 会 議 の 名 称                    | 第5回JR島本駅西地区まちづくり委員会  |                         |  |  |  |
| 会議の開催日時                      | 令和2年12月9日(水<br>午後1時)   | )<br>0 0 分~午後 4 時 0 0 分 |  |  |  |
| 会議の開催場所                      | 島本町役場3階<br>委員会室<br>公開の可  | 否 可・一部不可・不可             |  |  |  |
| 事務局(担当課)                     | 都市創造部  | 数 10名                   |  |  |  |
| 非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合) |  |                         |  |  |  |
| 出 席 委 員                      | 榊原委員長、藤本副委員長、<br>五江渕委員、永山委員、難波委員<br>【事務局】<br>山田町長<br>都市創造部 名越部長、佐藤次長、今井課長、橋本<br>課長、藤本主幹、森鎌参事、滝沢係長<br>【オブザーバー】<br>島本町JR島本駅西土地区画整理組合 |                         |  |  |  |
| 会 議 の 議 題                    | <ol> <li>まちづくり委員会における協議事項について</li> <li>その他</li> </ol>  |                         |  |  |  |
| 配付資料                         | 会議次第、会議資料他   |                         |  |  |  |
| 審議等の内容                       | 別紙のとおり   |                         |  |  |  |

## 第5回

JR 島本駅西地区まちづくり委員会会議録

日 時 令和2年12月9日(水)

午後1時00分

場 所 島本町役場 3階 委員会室

## 開会 午後1時00分

事務局 定刻となりましたので、ただ今から JR 島本駅西地区まちづくり委員会設置要綱に基づき、第5 回 IR 島本駅西地区まちづくり委員会を開催させていただきます。本日の司会を担当します、都 市創造部都市計画課の森鎌でございます。よろしくお願いいたします。案件に入ります前に、委 員におかれましては所用により本日は欠席のご連絡をいただいておりますので、この場でご報告 いたします。また、委員及び委員におかれましては所用により到着が遅れるとのご連絡をいただ いておりますので、この場でご報告いたします。続きまして、本日の資料を確認させていただき ます。資料につきましては事前にお渡しさせていただいています資料と、本日配布させていただ く資料として「JR 島本駅西地区『まちづくりガイドライン』策定に向けた提言(案)」と「埋 蔵文化財調査位置図」と、「委員長からのご意見」でございますが、お持ちでない方はいらっ しゃいますでしょうか。本日の委員会につきましては、各委員の皆さまの音声をより聞き取りや すくするためにマイクを設置させていただいております。ご質問やご意見等を発言される際には 挙手の上、マイク下にあるボタンを押していただき、赤いランプの点灯を確認後にご発言いただ き、終了後は再度ボタンを押していただきランプの消灯をご確認いただきますよう、ご協力のほ どよろしくお願いいたします。本日の委員会では新型コロナウイルス対策として換気の時間を設 けさせていただきますので、45分ごとに5分間の休憩時間を設定させていただきますので、よ ろしくお願いいたします。なお、山田町長におきましては、本日は別の公務がありますことから 途中でいったん中座させていただきますので、ご了承ください。それでは、この後の議事進行に つきましては JR 島本駅西地区まちづくり委員会設置要綱第5条第1項により委員長が議長とな りますので、委員長に議事進行をお願いしたいと思います。議長、よろしくお願いいたします。

委員長 オブザーバーの出席ですが、島本町 JR 島本駅西土地区画整理組合の皆さまにご出席願っております。続きまして「会議の公開について」でございますけれども、本日も傍聴の申し出はございますか。

事務局 はい。ございます。

委員長 何人ほどいらっしゃいますか。

事務局 1時の時点で、9名程度がいらっしゃいます。

委員長 9名程度ですか。そうしましたら、いつもどおりに、いつも 10 名までは入ってもらいます。傍 聴を許可するということで、よろしゅうございますか。はい。それでは、そうさせていただきま す。お願いします。傍聴者はロビーの方におられますか。

事務局 はい。ロビーで1名いらっしゃいます。

委員長 1名おられるのですか。はい。それでは、まだロビーにも人がいらっしゃるようですので、ロビーにおられる方にも音声が聞こえるようにしたいと思います。よろしゅうございますか。それから、資料につきましては内部におられる傍聴者の方と同様にお配りするということでお願いい

たします。それでは本日の次第に沿って、まず事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 事務局の方から資料のご説明をさせていただきます。お手元に配布させていただいておりますス ライド資料に沿ってご説明いたします。まず1番の「景観アセスメントについて」をご説明いた します。前回委員会に引き続きまして民間建築物を対象施設とし、本日もご議論いただきたいと 考えております。本対象施設のうち住宅エリア①の集合住宅の検討につきまして、事務局からは 3 案の建て方を前回お示しさせていただいておりました。景観アセスメントを行うにあたり当該 地区周辺の代表的な視点場を、お示しの5つの視点で設定させておりました。事務局の方では模 型を用いて建設時の再現を行いまして、各3案の比較検討を行った結果をお示しいたしておりま す。比較的山並みの稜線及びビスタが確保される案1について少しでも改善が図れるかを検証す るため、2棟間の建物を低くした案1~を検討いたしました。この案1と案1~について地点1 から地点5の比較検討を行い資料にお示しの考察といたしております。以上、前回委員会での説 明と重複いたしますが、景観アセスメントについての事務局からの説明とさせていただきます。 続きまして、別冊でお配りしている「JR 島本駅西地区「まちづくりガイドライン」策定に向け た提言(案) | をご覧ください。こちらの資料のうち、下の番号をナンバリングさせていただい ております 5 ページから 7 ページにかけて、こちらが対象施設別提言のうち「民間建築物」につ いての記載をまとめさせていただいております。本日は、これまでの委員会のご意見や提言 (案) に対する委員の皆さまからのご意見を参考に事務局の方で取りまとめをさせていただいた ものをお示しいたしております。具体的な方針といたしまして6つの基本方針に沿った取りまと めをさせていただいております。本日の委員会では景観アセスメントに対するご意見及び、この 提言(案)に対するご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、「オープンスペース及びパブリックスペースの検討について」をご説明いたしま す。スライド資料に戻ってご説明をさせていただきます。本委員会の対象別施設のうち、先ほど の民間建築物に続いてオープンスペースとパブリックスペースについてご議論いただきたいと考 えております。なお、それぞれの対象施設については資料にお示ししている施設を考えており、 オープンスペースは主に公園・緑地・敷地内緑地を対象とし、パブリックスペースは主に道路・ 緑道・水路等を対象としております。これらの施設について、まちづくりの基本方針に沿ったご 意見をいただきたいというふうに考えております。また、別冊の提言(案)の方をご覧いただけ ますでしょうか。この資料のうち7ページがオープンスペースについて、8ページはパブリック スペースについて記載していく予定としており、先ほど申しました6つのまちづくりの基本方針

委員長 それでは、具体的に議案に進ませていただきたいと思います。まず、そうしましたら、実は議題をひっくり返してやった方がいいのかなとも思っていたのですが、委員が来られましたので予定 どおり進めさせていただきます。まず、この景観アセスメントについてということでございま

の事務局からの説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

に沿った取りまとめを予定いたしております。今後は委員の皆さまからのご意見をいただき、ご 意見いただいた内容をこちらの提言(案)へ反映し、次回委員会までには事務局案としてお示し させていただきたいというふうに考えております。まちづくり委員会に関する協議事項について す。前回ならびに今回のお話は今ご説明願ったわけですが、ご説明願った範囲内で何かご意見、 ご質問はございますでしょうか。

委員 すみません。前回は計画範囲内、範囲と試掘調査の対応図みたいな説明をされるというふうに 伺っていたのですけれども。多分それがこの紫とオレンジの色が付いた資料かなと思っているの ですけれども、この説明はされないのですか。

委員長 これは後ほどということですね。

委員 後ほど。

委員長 はい。本日のメインの議題は本日の次第に書いてあるとおりでございまして、協議事項としては ①番と②番で「その他」がございますが、「その他」の中に入る話としてお出しいただいている はずです。よろしゅうございますか。資料の中身も、具体的説明も今はなかったということはそ ういうことで。他に何かございますでしょうか。質問、ご意見がないようでしたら、本日もこの 「景観アセスメントについて」ということで。前回も少しお話し申し上げましたが、これだけの 資料では不十分であるという判断を私がいたしまして、私が自分で景観シミュレーションを試み たということなのですけれども、その説明を始めてよろしゅうございますか。1枚目の資料で裏 表があるのですが、そこに「景観シミュレーションにもとづく景観アセスメントについて」とい うことでお出ししております。あまり時間がなかったので不十分な書き方になっておりますが、 私が考えたことをここに書いているつもりでございます。ちょっと長くはなりますが、なるべく 丁寧に説明をしていきたいと思います。これまでのお話の中で、どうも私が性急なお話し方をし て、なかなかご理解されていないのではないかという、そういう判断がございました。私の真意 が十分に伝わっていないというふうに感じておりますので、くどくどしくなるかもしれません が、どうぞよろしくお聞きください。最初の所をちょっと読みますと、「まちづくり委員会で行 おうとしているのは景観アセスメントである。これは通常の環境アセスメントの一環としてなさ れるものと随分異なる手続きで行われている」というふうに書いております。実は、このことに 痛烈に気が付いたのはつい一昨日あたりの真夜中のことでした。今日はちょっとかなり私的感情 を交えてのお話になるかもしれませんけれども、その辺もお許しいただきたいのですが。この通 常のものと随分異なるといいますのは、環境アセスメントというのは事業者自身が行うわけです ね。事業者自身が行うので、そこに正確性が担保されるかどうかというようなことが問題になり ますから厳密な手続きが定められております。その過程の中で幾つか書面が出てきますけれど も、段階を経て環境アセスメントの準備書面というのが最後に近いところで出てきまして、準備 書面の後に評価書というのが出てきます。準備書面の中では環境アセスメントの内容や結果、そ こはもうほとんどその段階で決まっていて、評価書を出す段階では「そのとおりで結構です」と いうことしか出ないようにしています。準備書面自体を最終段階で変えるということは、これは 実は大変なことで、準備書面段階では決めるべきことは全て決まっているというのが通常の状態 ですね。この準備書面を作る段階で、いろんなことがなされます。私が幾つか関わった事例があ るのですけれども、その中で準備書面を作る段階で行政の側の意見を言う。つまり評価書の段階 で出るのは行政の意見ですけれども、その行政の意見を出すために準備書面の段階で既に相当な

話し合いをして準備書面に間違いがほとんどない、これ以上変わらないというところまで詰めて おくというやり方をするわけですね。その準備書面を作る段階で私は行政側が意見をする、その 意見を言うための委員会に参加させていただいたという経験が幾つかあるのですけれども、その 中で実は事業者の側は準備書面が通らなければ大変なことになりますから、その委員会において 相当無理をしてでもいろんなことを聞いていただけるということがあるわけですね。言ってみれ ば、ほとんどの意見は受け入れていただけるということになっています。これは名前を出してい いのかよく分からないのですけれども、関電が御坊の第二発電所を造るという話がございまし た。第二発電所の話は、結局は沙汰止みになって最近はまたちょっとどこかで浮かび上がったこ ともあるのですけれども。その段階で発電所の内部のデザインや景観がいろいろ問題になって意 見を申し上げる。そうすると、その意見はほとんど取り入れられるわけですね。配置がどうと、 工場のデザインがいかにも工場らしいデザインでは困るとか。一番申し上げたのは、あの高圧鉄 塔を何とかなくせないかと。それだけはどうしても無理だと、高圧鉄塔をなくして地下化すると いうのは大変なことになりますので、それだけは無理だから勘弁してくれと言われたのですが、 あとのことはほとんど聞いていただけたのです。だから、私としては高圧鉄塔を除けば満足のい くものができたというふうに思っていると。それが、いわば通常の実際の景観アセスメントのや り方ですよね。コンサルタントの中では悪口を言って「環境アセスメントではなくてアワスメン トだ。何とか環境をうまく合うように作るのが環境アセスメントだ」などという悪口を言う人も いるけれども、通常の手続きはそういうことです。これを今回のところに引き比べてみたら、ど うかと。今回は景観アセスメントをする必要がない。これは大阪府の条例では、区画整理の範囲 が 50 ヘクタール以下のものはアセスメントをしなくてもよいということになっていますから、 その規制を逃れることができるわけですね。これもちょっと、ここは私的感情が入るところです けれども、率直に言わせていただければ、そういう規制を逃れたところでちょっと事業者が甘え ていらっしゃるのじゃないですかと、そういう感想を抱いたと。そこが問題になるところで。規 制にはまらないからやらなくてもいい、あるいはいろんな資料を本来だったら恐らくまちづくり 委員会に出してもらっていいような資料がいっぱいあるわけですよね。これはさっき言っていた 通常の場合の、準備書面を作る段階の委員会には全ての資料を出してもらうわけです。それでな いと正確なものが出ませんからね。ところが、今回は必ずしもそうではない。建築に関してもど ういうことになっているのかという情報があまり出てこない。100%出ていないということはな いですけれども、許される範囲内での情報は出してもらってはいるのですけれども、私はそれで は非常に不十分だと、むしろ事業者がもっと積極的に自ら景観シミュレーションをするぐらいの 意気込みで出してもらってもいいのじゃないかと思うのです。規模の大小はあれ少なくとも景観 的影響に関しては、ある所ではあるわけです。これはとにかくロケーション、場所によるわけで すよね。例えば、171 号線に 50 メーターが今さら建っても、ある意味ではどうということでは なくそんなに変わらないわけです。ところが、ここにあるような山際に建つから問題なわけで す。そういう問題が生ずる、あるということが明らかなのに、そこにほっかむりをしておくとい うのは、私は許されることではないというふうに真夜中に感じたわけですね。ここまで言ってい

るのは、私は自分でこれをやっているのに相当時間をかけて苦労をして歳を取って能率の落ちた 頭でいろいろ苦労をしながらやっていて、これも真夜中にぼんやりと疲れたなと思ってふと頭に 浮かんだのが今のことですね。どこかおかしいぞということ。ですから今日は、せめてこの話し 合いが終わった段階で、事業者側の見解をぜひともお伺いしたい。今日の段階で急に言われて、 そんなことは言えないと言うのであれば一回持ち帰っていただいて、それは結構です。次回で結 構ですから、これについて見解を明確にお示しいただきたい。そのことが、また、われわれのこ この委員会での結論がどういうふうに生かされるのか、あるいは生かされないのかにも関わって きますので非常に重要な大事な話ですので、異例なことかもしれませんが、委員長としてその見 解を求めたいということです。それでは、前置きはそれぐらいにいたしまして。アセスメントの 詳しいことについては既に書面に、そこに書いてあるように出しております。ここで本日の委員 会各位それぞれ、お一人お一人に求めたいのが、この景観シミュレーションに基づいて計画案の 景観面に関わる課題についての判断です。これはもう少し詳しくは後で言いますが、次の5つの カテゴリーのうちのどれかであるということで必ずご判断を、これはお願いしたい。見ていただ ければ分かるのですが、①番目は「有益である」、あるいはむしろ望ましいのでやってくれとい うのがあります。②番目には、単に「許容できる」。③番目は「緩和措置付きで許容できる」。 この緩和措置(mitigation)ということについては、今までに何度も申し上げておりますのでお 分かりいただけると思います。④番目は、「許容できない」というご意見は当然あります。⑤番 目は「決定できない」、これは回答できない、あるいは回答はしないということも含んでですの で、恐らくこの5つのうちのいずれかのご意見はいただけるはずだというふうに思います。です から、そういう意味では必ずご意見をお示し願いたいということなのですけれども。④、⑤の場 合は内容や理由は当然お話しいただかないと、これはちょっとまずいのじゃないかと思います。 緩和措置というのは、これは細かい話になりますので後の段階でいろいろと言うということにな ります。計画案の策定ですけれども、以下の点を考慮しています。まず決定した都市計画である 地区計画に従うということ、これは当たり前です。従わなかったら大変なことになります。住居 エリア①に高層住宅が建設されることは既定であると。あからさまではないですけれども、もう 地区計画には書いてあるに等しいわけです。その高層住宅に関わる景観問題というのが今回の、 今日のテーマで。「高層住宅計画は本来事業者が行い、その情報を委員会に提供すべきとこ ろ」、これは先ほど申し上げたところです。事業者が景観シミュレーションを行うべきことが本 来の姿ですが、先ほどの話で規制を逃れておりますのでそれがなかったのです。仕方なく、私が 私案として構想しました。これは言ってみれば使命感にかられて苦労しようが何をしようが、 ちゃんとした資料はお示しせんといかんということでございます。計画にあたっては実現可能 性、フィージビリティーということに配慮をして。そのフィージビリティーというのは、具体的 には事業者にとっての経済性等を配慮しますと、総戸数360戸を確保するということにいたしま した。この360戸というのは、あれは公開されているのですね。あの事業者を決める段階での資 料が幾つか出ておりますね。あの中の資料で何か新聞資料かネットなどにも、あの中の一部の写 真が、つまり高層住宅の写真が発表されたということがありますけれども、あれが出ている、あ

の資料をどう言ったらいいのですか。選定のための資料、あれは公開されているものとして考えていいのですか、どうなのですか。言いたいことは、お分かりで。

事務局 分かります。事業者選定の際の提案のことだと思うのですけれども、それに関しては情報公開請求等で公開させていただいているものです。

委員長 公開されている。だからそういう意味では全く問題ないのですが、あそこで描かれている高層住 宅は350何戸ですか、360戸未満だったと思います。ですから360戸を用意すれば、これは十分 でしょうという話でございます。それから、そこに書いてあることはあれですけれども、経済性 という面では「シンプルで明快な形態も経済性には非常に寄与する」だろうと。それから「適法 性」ということが書いてありますが高さの最高限度、北側斜線制限、壁面位置制限等のクリア、 これは当然重視しなければならない。当然守られています。ですから私の提案した案を実現しよ うと思えば実現できるはずだという、そういう話です。その次は、「景観性については、以下を 順守する」ということで、まず地区計画に書かれている。明確に書かれていて、これは計画決定 されていることですけれども、「地区整備計画」の中の「建築物に関する事項」「建築物等の形 態又は意匠の制限」における事項ですね。「建築物…」、この点々は広告物やその他のあれが 入っておりますので点々にしていますけれども。「建築物等の形態又は意匠」については「優れ た都市景観の形成に寄与するとともに、北摂山系の眺望に配慮するなど、周辺環境に調和したも のとする」と書かれているものですから、こうしなければいけないということです。大阪府景観 計画における「山並み・緑地軸」の「景観づくりの基本方針」の次の3項目、これは守る。「市 街地の背景としての山系を意識した景観づくり」「山麓や山腹の斜面においては、都市近郊樹林 等の自然緑地の保全と、特に緑豊かなまちなみ景観の創出を図る」ということです。それから 「歴史的街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史的文化遺産等との調和を意識した景観づく り」をするということで、実はわれわれが問題にしているようなことが漠然というかたちです が、大まかにはほとんど書かれていると言っていいわけです。それから景観計画の、私が持って いる資料の6ページの欄外に3つの記述が書かれています。「建物の形状は圧迫感を感じさせな い、稜線を遮らないなど視点場からの眺望を意識する」、この赤字に黒枠というのも、このとお りの書き方です。「建物は背景となる山や周辺の田園風景と調和させるような色彩とする」「沿 道に立地する建築物は、敷際等の緑化を図り、山並みの緑との連続性の確保に努める」というこ とで、われわれがやらなければならないことは一応全て書かれている、入っているというふうに 言っていいわけです。⑦番目には「以上に鑑み、建築計画上の原則を次のとおりとする」と。一 つは、代表的な視点から北摂山系を見たときの見晴らし景において建築物が稜線を遮らない。な おかつどれだけということは言えないのですが一定程度、ある程度の山の緑の見えを確保する。 稜線を遮らないだけじゃなくて、その下にもう少し山の景色が見える。見晴らし景というのは、 そこに書いてあるようなことです。視点と対象群、対象場との間に引き(間隔)があることに よって生まれる、そういう眺めです。代表的な視点としては眺望が利き、町のシンボルでもあ る、この町役場庁舎に近くて町民の訪れも多いと考えられる JR の跨線橋上を考える。私はこの 視点場というのは、もうこれ以外には考えられないと。もう、ほとんど、この問題を考えるのに

唯一の視点場と考えていいだろうというふうに私は思っております。それから近接、近傍の視点 場からの山並みへのビスタ(通景)を確保する。ビスタは山並みへの途上で、特に敷地内で他の 建物等によって遮らない。先ほどの模型の写真では間に建物があるような写真がございましたけ れども、ああいうものはしないと、間に建物を造るようなことはしないという、そういう原則で す。ビスタというのは、これも定義ですが通景や切り通し景と、視野の左右両側に並木や建物の あることによって生まれる細長い空間を通しての眺めです。視点場としては、今は山並みの見え が問題ですから JR の島本駅のプラットフォーム上、緑道上ということでよいだろうと。形態 (外形) についてはシンプルですっきりと明快なものとする、階段状のものなどにはしない。最 も考えるのが直方体の外形を有するものであるということで、その方針で作っております。 ちょっと最初のスライドを見せていただけませんか。私がお渡ししている資料の1ページ目です が、これです。ちょっと見られるようにして。これが、その建物を配置して、そして配置図とし て描いたものです。駅前広場の位置はお分かりですね。これは計画上の駅前広場ですが。それか らトッパン・フォームズがあるというのもお分かりいただけると思います。ですから敷地の位置 関係もご認識いただける、お分かりになると思いますけれども、ここが1号公園になる所です。 その原則に基づいて、まず建築計画を具体化したもの、それがここですね。2つの案を、ここ では作っております。一つは 15 階建てで、最高高さが 45 メーター。45 メーターというのは最 も経済的になる高さ、50メーターなどというのは必要ないのだという、しないのだというよう な高さらしいので 50 メーターではなくて 45 メーターというのを採用しております。これは1番 目の案です。3棟中このA棟、B棟が45メーターで、C棟は低くて7階建て、高さ22メーター ということです。お分かりいただけると思いますが、15階ですから階高が3メーターという計 算です。階高 3 メーターで計 45 メーターという、そういう考え方で。7 階建てだけは 21 メー ターで、7×3=21 なのですが、ここに共用棟(階)というのがありますので、共用棟(階)は どんなふうになるのか私は全然知りませんけれども、念のために階高を1メーター分は見ましょ うということで見ております。ここで言う建築面積、延床面積がありますけれども、これも前回 に申し上げましたが建築基準法等ではいろんな例外措置がありまして、実際の建物の水平面への 投影面積としての建築面積では法規上の面積より膨れ上がります。大きくなります。それも考慮 した面積になっておりますので、それでいくと容積率を見ていただければ259%、60%ほど規制 値より多くなりますが、これで建築基準法上は 200%未満になるはずです。これはあくまでも、 この図における話だというふうにご理解ください。そういう意味での建蔽率なのですが、これも 建蔽率というよりは、むしろこれは 100 から引いてもらった空地率というふうに考えていただい た方がいい。79%が、この空地率になっている。これは通常から考えればかなり多い敷地率、空 地率だと。次をお願いいたします。これが第2案です。第2案では12階の高さにして3を掛け て36メーターということです。これも今、さっき言い忘れましたけれども、これは線が引いて おります。等高線と言っていいのでしょうけれども、これが北側斜線制限において、この高さま では建てられますという線をここに引いております。これは、C棟は9階建てにしておりまして 28 メーター、先ほどの計算どおりです。これは 28 メーターを見ていますと、ぎりぎりですが 28

メーター線には収まっています。実際に建設するときには、こんなぎりぎりにはならずに何メー ターかはいくらでも余裕はできますし、実はこの絵を作るときにクリアしたようにはどうしても ポイントを持っていけないというソフトウエア上の問題がありまして、どうしてもそういうこと になっちゃったのですが。それで、先ほど申し上げた建蔽率が24%、空地率で言えば76%です か。先ほどが79で今度が76ですから、十分我慢できる範囲内には入っているだろうということ です。容積率は、やはり260%。これ以外の案はいくらでも考えられるのですが、私のエネル ギーがそこまで及ばない、せいぜいできるのは2案ぐらいだということで可能性のある案を出し ております。1 メーター刻みに出すこともできるのですが、後ろにも書いておりますけれども、 そんなことをまだやる必要はないだろうということです。シミュレーションを行いました。必ず しも完璧なシミュレーションとは言えないのですけれども、要請される判断の材料としては十分 であると考えます。その次にちょっとくどくどしく、実は舌足らずであまり論点も明確ではない かもしれませんけれども、まず委員の方々にお願いしたいのは当たり前のことですけれども立案 した建築計画そのものが生み出す景観の適否ではもちろんないと。そうではなくて、将来的に何 らかの建築によって生まれるであろう景観上の問題ですね。つまり問題というのは2通りの原則 的問題、見晴らし景における稜線やビスタの形成に関して、それがどうなるかについての判断で あって判断の基になる予測は、通常は2つの原則から直接的かつ抽象的思考によって得るのは恐 らく不可能ですね。頭の中で考えるだけでは到底、それは無理です。無理だから目に見える形、 具体化した図を基にして、そこから創造力を働かせる、そして獲得する、これはいわば予見と 言っていい。単なる予測というよりは予見ですね。それによって判断する他はないだろうという ことです。そのためのシミュレーションを行っているということです。それから、これも今述べ たのですが、提示しているのは2通りの案のみですが、これしかないとしてお出ししたのではな い。実はバリエーションの生まれる余地は案外少ないのですけれども、しかし多数の案、多数の シミュレーションを行うことが、物理的に不可能であったという、ただそれだけの話です。例え ば、高さに関しては1階分の高さの違いごとに全てやれば、許容と許容不可との閾値を求めるこ とができるかもしれません。ただし、そのためには調査や実験方法を厳密にして、ちゃんとした ことをしないと無理なのですけれども、しかし、それだけのコストと時間をかけて役に立つかと いうと、そうではないでしょう。無駄になるだけです。ですから期待したいのは、今申し上げた ように委員お一人一人、ご判断なさる方々の想像力を働かせた上での予見、そこに期待したいと いうことでございます。終わりにちょっと書いてありますが、時間のゆとりのない中で書きまし たので舌足らずになったところがあると思いますが、お許しください。それでは、次の写真を見 せていただけますでしょうか。

事務局 すみません。45分たちましたので、一度休憩をお願いします。

(5分間の休憩)

事務局 それでは、委員長、始めてください。お願いします。

委員長 はい。分かりました。そうしましたら、次の写真をお願いします。お手元に1ページもので2つ の画像をお出ししておりますが、全体のシミュレーションの代表的な図というのがこれです。こ

れ1枚に結局は集約されていると言っていいと思います。モンタージュの基の写真自体あまりこ れはきれいじゃないのですが、ちょっと時間がなくて撮りに行ったのが、もう4時過ぎで暗くな る直前でしたので、きれいな写真が撮れなかったということでございます。空もあまりきれいな 空じゃなかったのですが、これは別の空を合成しております。そこに今申し上げました45メー ター高さと 36 メーター高さの建物画像を写真に当てはめた絵がこれでございます。レベルが GL -10 メーターというふうにしております。これは驚くべきことにと言っていいかもしれませ ん。今回初めて知ったのですが標高、本当にまともな高さのデータというのはどうもあまりな い、地図上からもあまり伺えないということです。ですから、例えば三角点など、ああいうもの の所の標高は正確ですが、他の一般の場所については必ずしもそうではありません。一般の高さ は、どうも5メーターメッシュで、水平面を区切って5メーターおきに高さを拾っておいて、そ の平均値を取るなど、そういう非常にある意味ではいいかげんなデータしか実はなくて、どこを 本当に標高にしていいかという正確な数値が地図からは把握できないわけです。いろんな地図か ら何通りもやってみたのですが、何通りものデータが出てまいります。そこで今回は、このトッ パン・フォームズの GL、グランドのレベルで建物が建っている基盤のレベル、そこを基点とし て、そこから-10メーターということでやっております。視点の高さ、これは先ほど申し上げ たように地面から1.5メーター上ですけれども、これはあくまでも推定でしかないのですが標高 にすると 23.5 メーターぐらいです。だから地面のレベルとしては 22 メーターぐらいで、ほぼ トッパン・フォームズとあまり変わらない所にあるはずです。いろんな検討をしたのですが、ほ ぼ間違いはないであろうというデータです。ここで想定した建築物の見えは、こういう形になっ ているということで。高さなりボリュームだけを分かっていただくために、あまり色を付けない 建物をお出ししております。じゃあ、次をお願いできますか。これは3枚でちょっと見せており ますけれども、先ほどのように標高のレベルといいますか高さがあまり明確ではありませんの で、ここにありますようにトッパン・フォームズから、これは-10 メーターの位置に、この建 物を持ってきて。それから、これは-11メーターの所に持ってきて。これは-12メーターの所 に持ってきまして、やはりほんの少しですが見え方は違ってきます。電気を消してもらった方が いいですね。お願いします。どうもすみません。申し上げたようにちょっとずつ違いますが、レ ベルが1メーター、2メーター下がっても、実は見え方はそれほど変わらない可能性があるとい うことですね。これは後ほど根拠を見せますが、一番正しいらしいのは GL-10 メーター、これ が恐らく一番大丈夫な値だろうというふうに思います。じゃあ、次をお願いいたします。これは 12 階建ての方の建物の場合ですが、この山の見えはちょっとずつ違いますけれども、そう大差 ないといえば大差ない。じゃあ、次をお願いいたします。次ですが、これは前回もお見せしまし た Google Earth による景観シミュレーションということで出しております。説明は、ちょっと 後にしますが。ここに建物が見えますが、色が暗い。Google Earthではこの明るさ、暗さがコ ントロールできないのですね。どうしても明るく見えるようにできないので、こうなっておりま す。じゃあ、次をお願いできますか。これは、このシミュレーションの具体的なやり方ですね。 これはモンタージュ写真で作ったもの、これが Google Earth に建物を入れたものです。建物に

モデルそのものは、基本的に同じものです。基本的に SketchUp というシステムで作り上げたこ の形を、モンタージュではそこにあてはめてやる。Google Earth では、その Google Earth の中 にモデルをインポートといいますが入れ込んでやって、それが画像に表れています。Google Earth は非常に便利でいいのですが、フォトモンタージュと若干の違いもありまして、致命的に 悪いのはここに変なものが見えていますけれども、近接した物体については変な形でぐにゃぐ にゃしたものしか出てこない。そういうことになって、ちょっと気持ちの悪いゾンビにみたいな のがいっぱい出てきますけれども、それを我慢して見ないといけない。それから、じっくりと見 ていただければお分かりだと思います。これはほとんど同じに見えないといけないのですが、こ の Google Earth の方がちょっと山の形が丸まって見えませんか。つまり左右が縮まって見える はずです。調べてみたのですが、その理由は今のところは分かりません。想像するところでは投 影の仕方が違うわけです。写真は平面のフィルムに投影していきますけれども Google Earth の 場合は恐らくこう円筒状の面に投影して、それを平面に見えるようにしているのじゃないかと、 その影響じゃないかというふうに想像はしますけれども。ただ、Google Earth とフォトモン タージュを比較して見ていただくと、分かりにくいです、ここの山の見え方あたり、これはそん なに変わらないだろうと。だから景観シミュレーションとして採用して悪いことではないだろう というふうに判断します。便利なのは、視点さえ定めれば、絵はいくらでも作れる。モンター ジュ写真は、そういうわけにはいきません。一枚、一枚写真を撮って、そしてやっていかなけれ ばならないので、それだけ大変なエネルギーが掛かります。では、次をお願いできますか。これ は 12 メーターの場合でモンタージュと Google Earth を比べたものです。こちらで見ていただき たいのですが、計画案のGL-10メーターの一番の根拠としたのは、実はこのGoogle Earth で。 この辺りを見ていただきたいのですが、この下のこの辺りが向こう側の道路ですね。町道広瀬桜 井幹線でしたか、あれの見え方ですが道路と下の田んぼなり畑の間に護岸のようなものがありま すけれども、これが GL-10 メーター、これが 11 メーターで随分差があるのが見えるのです。こ れだけ護岸が見えるのは、これはやっぱり違うだろう、こちらの方がより確からしいだろうとい うふうにいたしまして全体的に GL-10 メーターというのが、今のところ一番信用できる値だろ うというので、これを採用することにしたわけです。次をお願いいたします。これが島本駅のプ ラットフォームの南端付近で出ております。こっちの町のデータでは地点2ということになって いますが、多分地点2でいいと思います。ここに雲のように見えるのは、これは構造物があるか ら、それの名残がどうしてもこう出てきちゃう。これを取る方法をいろいろ考えて調べてみたの ですが、今のところはありません。別のソフトを使えば消すことはできるかもしれない。それか ら、この 12 階建てには、これは委員もおっしゃっていたのですが、樹木を植えれば随分違うで しょうということで樹木を植えたかったのですが、残念ながらこのソフトにはこんな頼りない樹 木しかないのですね。この樹木とも言えない樹木。しかし、これとこれを比べて想像力を働かせ ていただければ、ちょっとはやっぱり違うなということがお分かりいただけるだろうと思いま す。基本的に8メーター高さで10メーターおきに、とにかくこの緑道と敷地との境目の所の辺 りに樹木を入れてみた絵です。時間さえあれば、これはいくらでもそれらしい絵はできるのです

が、そこまではできなかった。それから駅前の、先ほどの駅広場です。駅を出てすぐの駅広の中 心辺りから見るとこういうふうに見えるという、そういう図ですね。実際にはここら辺りに商業 施設等が建ちますので、これがどこまで見えるかというのは、そんなには見えてこないだろうと いうふうに思います。それから15階建ての方が建物は低い、12階建ての方はこのC棟、3番目 の建物が高いので、この違いはお分かりいただけるかもしれません。これでいけば、やっぱりこ れは低い方がまだ、まだましかなと思いますが、商業施設如何でどうなるかは分かりません。次 をお願いいたします。それから、これは今の所から順番に緑道上から見たもので、言っておりま すビスタがどう見えるかということを主に見たいのですが、1番目はまだそういうビスタという ものは出てこない。2番目に、これは同じ地点ですから、相対的に位置関係は違いますから見え 方は違います。ただ、このトッパン・フォームズの見え方、それはこの辺の見え方については同 じはずです。ビスタ、ビスタと言っていますが、それはそんなにありがたいものですかというふ うに、この絵を見ただけでは思われるかもしれません。そんなにありがたくはないかもしれませ んが、これがもっとリアルな絵、この前も VR という話が出ましたけれども VR などでこれを作っ てご覧いただければ、このビスタが有るのと無いのと、ビスタがうまく作れているのと作れてい ないのでは歴然たる差があるというのはお分かりいただけるはずだと思います。次をお願いしま す。これは、また3番目、4番目に視点を移動してできた所で、建物の位置関係でこのトッパ ン・フォームズが見えたり、あるいは見えなかったりする。12 階建ての方が、ここの隣棟間隔 は15階棟よりこっちの方が狭いです。こっちの方が広いですから、見え方に随分と差が出てき ます。次をお願いいたします。今の隣棟間隔という面で適切かどうかというところまでは検証し なかったのですが、他の場所の建物に比べれば広さは隣棟間隔が十分に取られているという感じ はします。これは一番一応端っこですが、ここに公園がこんなふうに位置しますよということは お分かりいただけると思います。それから地点2ということで、この町のお作りいただいたもの には出ているのですが、地点2の辺りで見たもので、これも先ほど申し上げたように視点が近づ きますので何かもう爆撃に遭った後のようにしか、この辺が出てこない。この白いのも、ちょっ となぜか分からないが出てきているのですが、これです。これが15階でちょろっと見えてい る、この方が見えます。それから12階でも、ほんの少しはやっぱり見えるという状態です。次 をお願いします。これは地点2に近い所ということで、島本駅の東の駅前広場です。そこから見 たときの状態で、15階の場合は相当そびえ立つふうに見える。12階の方が、まだそうでもない なという感じです。それから、地点4を第三小学校付近ということでお出しいただいています が、これが15階建てと12階建ての差です。次をお願いします。本当は今のこれと並べてお出し すべきだったのかもしれませんが、これが第三小学校の屋上から眺めた絵です。やっぱり並べて 見ないとよく分からないですけれども、違いはあります。もう一度前のを出していただけます か。これをよく頭に置いて。これだと、ちょっと違いますかね。ここの山と建物の高さとの関係 が変わっているということは、お分かりいただけます。山容も、山並みの方もどうかということ ですが、満足できるかどうかということは、もう保証の限りではないですね。よろしければ、次 をお願いします。これが御所ヶ池付近から見たものです。15 階、12 階ともに、これが男山の頂

上辺りですかね。だから視点をちょっとずらせば、それも見えるといえば見えるのですが、邪魔 になってお月見をするというような雰囲気には、やはり無理かなという感じがします。次をお願 いいたします。これがもっと南の方に行きまして、これが州浜です。州浜がよく見えるような絵 になっております。男山も、ある程度は見える。建物は邪魔といえば邪魔ですけれども、ここま でいけば恐らく避けることはできると。私は、ここの視点の位置というのが結構重要で、やはり これですね、州浜。ここが不要というか、あれではどれだけの意味があるかというのは定かでは ないという話もありますけれども、この前の参考人のお話からもお分かりいただけると思います が、重要なのはやはりこういう目に見える形ですね。目に見える形で昔の風景であろうものが残 されている、それが今は目に見えると。それは恐らく先人が何らかの考えによって、わざわざ残 してきたものだろうと思うわけですね。そのわざわざ残してきたものであろうという推測です が、推測できるものを今の段階で例えば壊さないまでも土をかぶせてしまって見えないようにし てしまうと、そういうことはやはり非常に問題だなと。できれば、このままにして目に見える形 を残しておきたい。むしろ埋蔵遺跡より私は、ある意味では重要だと思うのですね。埋蔵遺跡は 目に見えるわけではないですから、地下に何かうずまっていますよというのと地上に目に見える ものとして残っていますよというのとでは意味が全然違う。特に景観的な意味ですね。文化財的 な意味は別にして景観的な意味では全く違いますから、このままにしておきたいなというのが第 一感ですね。それから、これは最後になりますけれども区域の北側の町道の広瀬桜井幹線の桜井 幹線ですか、その上から見た所。これはカーブする辺りですけれども、そこから見たらこうなり ます。実際にはここに商業施設が建つ、病院が建つというので、こういうふうには見えなくなる とは思いますが、これの所ではこういう形ですね。最後になりましたが、Google Earthではこ こにちょっと変な模様みたいなものを付けております。これはお手元のモンタージュ写真では建 物に輪郭線が出ております。輪郭線が出て、これはこの建物というのが分かりますけれども、こ の Google Earth ではその輪郭線がどうしても出せません。出せませんから、このテクスチャー の違いによって一つ一つの建物が区別できるようにというふうにしておりまして、あんまり意図 はなく適当なものです。これは鏡ということでできていて、形は大体1階分の高さが1枚のガラ スになっているのでいいだろうと思ってやってみたのですけれども。そういう、とにかく目安に なるものであるということであってデザインの意図というのは全く関係ありません。長くなりま したが、私の話は以上でございます。どうもすみません。電気を付けていただけますか。それで 今の目に見えるものは1枚お配りしたものだけですけれども、これだけを目安にしてご意見を おっしゃっていただければと。これを回収させていただくというのは、さっき申し上げました か。言っていないですか。これはあくまでも私の責任で作ったもので、下にも著作権の所有者は 私であるというふうに書いてあります。無断使用、転載はお断りしますというふうに書いており ますが、何がどうなるかはちょっと分かりませんので後ほど回収はさせていただきます。という ことで今日の今日で困るかもしれませんが、少なくとも高さ等の関係についてのご判断は本日が もう最終判断であるとお考えいただいて、いつまでも引き伸ばすことはできませんので、ご意見 をおっしゃっていただきたいというふうに思います。先ほどの5つのカテゴリーのうちのどれに は入るかという委員お一人、お一人のご判断をお示しいただきたいなというふうに思います。 何かご意見の前に質問はございますか。ご意見ではなく、質問があればお伺いします。

- 委員 今のご説明は大変分かりやすかったのですけれども、最終的にこういう絵を描くというお話をされているのですか。それに対して賛成、反対みたいな話をしましょうという話をされていますか。ちょっと、そこがよく分かっていなくて、ごめんなさい。何を意見。
- 委員長 申し上げたいのは、このお出しした絵を材料にして先ほども申し上げました、われわれができることはあくまでも将来ここに立つであろうと考えられる建物、マンションが建った場合にどうなるかということをここから予見するしかないわけですね。他のいろんな条件がありますので、何がどうなるかは分かりません。分かりませんけれども、現時点で判断し得ることは何かということですね。現時点で判断し得ることは、結局は想像力を働かせていろいろ将来像を今は予見して、それについてご判断を願う、それしかないであろうということです。ですから、この絵そのものには、さほど引きずられる必要はない。しかし、これに頼ってしまうという、そういうお話は、これは致し方ないと思います。ですから申し上げましたように高さの問題、ビスタの形成の問題、それをメインの原則としてご判断を願いたいというふうに思うわけです。それはそれでご判断をお示しいただいて、その上でのいろんなご意見があれば、それは当然お話しいただいたらいいわけです。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。どなたからお伺いしたらよろしいですか。どなたからでも結構ですが。そうしたら、委員からお願いします。
- 委員 意見といいますより、もともと恐らくこの委員会が立ち上がった背景には、今委員長がご提示さ れたようなことを考えなさいということではないかと思った次第なのですけれども、そう思って 私も参加しているわけですが。もともと事業者さんが描かれた今の絵についての説明も何もない ままスタートしている中で、こういった先生がご検討されたような計画が可能かどうかというと ころを、もう一度しっかり事業者さんの方でご検討いただきたいと思ったところです。私もそう ですし、委員長の景観をきちっと考えてきた者にとっては、こういう設計というのは一番当たり 前。山を見せる。きちっと高さを抑えるという、そして、この事業として成り立つ中で何が一番 ふさわしいかと考えると、こういった方向にいくのですが。でも、事業者さんが提示されている 案は違うわけですよね。だから多分それが第一要素になっていなかったのではないかなと思うの ですけれども、そのあたりを私たちが聞いていないというところが一つ引っ掛かるのと、前回は 委員長がご提案されたにもかかわらず事業者さんからの何の反応もなかったのかというところで すね。そもそも、この委員会で事業者さん・組合さん・行政と、この委員会の関係性が私自身は ちょっとそこまで見えていないというところがあります。ですから一番最初に委員長が、議長が ご提示されたように、私も幾つか環境影響評価委員会の委員を務めてきましたが、やはり通常は 事業者が幾つかタイプを出します。そしてやり取りをやっていくということになるわけですけれ ども。今回は、もともとあったこの配置と高さがどういうレベルで出されて、まだ変更が可能か 可能でないかなど、そういうことをきちっと踏まえた上で私たちが意見を言っていかないと有効 ではないかというふうに大変思うところなのですね。今、委員長がご提案されている設計、建て 方に関して私はすごく共鳴いたしますし、特に本当に低い方で12階建ての方であれば、色彩や

いろんなデザインの配慮さえすれば、ある程度山並みの背景も視点場からきちっと見える形になるのかなというふうに考えるところです。そのあたりについて、もう少し行政の方からご説明いただければありがたいなと思いました。以上です。

- 委員長 はい。ありがとうございました。そうしましたら、どういたしましょうか。私は事業者さんの見解を、今日はぜひともお伺いしたいという話を最初に申し上げました。意見が出尽くした後でというふうには思ったのですが、今の委員のお話もございますので今お伺いした方がよろしいですかね。そうしましたら私の話の趣旨も、委員のお話の趣旨もご理解いただいていると思いますので、まずは事業者さんのどなたかが代表して。お一人、お一人にお伺いしてもよろしいのですけれども、それはどちらでも結構です。いかがでしょうか。私がお願いした見解あるいは今の委員がおっしゃった必要な情報なり何なりについて、お話し願えませんか。どなたにお願いしたらいいのか、それさえ分からない。
- オブザーバーオブザーバーと申します。今の委員長が言われていました、こういう案ですね。高さ制限は一応議会で承認されて、高さ制限がないということで承認は受けているんですけれども、その方向性あるいは建て方の向き、山の稜線の見方、そういうのを一応考慮して。この段階においては、もう例えば阪急阪神不動産が、この今言うている保留地を利用してこういう建物を建てると、そういうことの提案を一応組合の方にされています。そのことに対してこれをどうするか、こうするかというのを要は3パターンが前回のときでお示しされていると思うのです。それに沿って、組合もそれに対してどうやこうやと言うのを、まちづくり委員会で議論をさせてもらうと私はありがたいと思うのですけれども。だから委員長がご提案された、これは一応持って帰って、そういうかたちで各理事会に諮って提案をさせてもらいたいと思いますけれども、そういう回答でよろしいですか?
- 委員長 ですから、ご検討願えるということですね。私は阪急阪神不動産の案とは別に独立というか、別 に理事会においてご検討は願えるということですね。
- オブザーバーそういうことですね。結局、向こうは事業者ということで利益が上がらんとあかん立場なので、 それを踏まえてこの建て方でいけるのかどうか、その辺の判断をまたさせてほしい。今はフジタ の方で業務契約をしていますので、そちらの方にも話をして、この案を詰めていきたいと思いま すけれども。以上です。
- 委員長 分かりました。ぜひとも、ご検討をお願いします。少なくとも、私の提案は申し上げたようにい ろんな条件をクリアしている。経済性の問題も、法的な問題も、その他もクリアしているという 自信の下で出しておりますので、ぜひとも真剣にご検討をお願いしたいというふうに思います。 委員、いかがですか。
- 委員 今回は初めて出されたわけじゃないですよね。前回会議でも出されているのですが、それが全く 伝えられていないということでしょうか。
- 委員長どういうことで。ちょっと、ごめんなさい。
- 委員 先生がご提案をされましたね。それを向こうと擦り合わせ、事業者さんと組合さんがこういう意 見が出たと、これについてはどうかという擦り合わせをされなかったのかというのが一つ。され

なかったとしたら、すごく残念だなと。

委員長 既にですか。

委員 はい。既に。

委員長 いや。もう、そんな機会は全く与えられていません。

委員 いいえ。先生がじゃなくて、この会議には出たわけですね。先生が前回に、ご提案をされましたね。

委員長 前回ですか。

委員 はい。

委員長いや。前回の案がその後にどうなったかというのは、私は全く知りませんけれども。

委員 先生はね。

組合さんなり事業者さんなりと、組合と事業者さんが。組合さんは参加されていました。事業者さんはおられないですかね。その前回聞かれていて、それに対するリアクションが今回まで全くなかったわけですよね。それは、すごく私は残念だなと思うことが一つ。それから、もし事業者さんがおられるのであれば、今回私たちは全くこの景観に対する説明を受けていないのですね。この1案・2案・3案、こういうふうに事業としては、こう成り立って案がありますというご提案だけしか受け取っていないのですが。私たちは景観を中心とした検討を進めるにあたってそもそも、もともと事業者さんはこの案を作るにあたってどういう配慮をされたかというところはきちっとご説明いただきたいというふうに思いました。以上です。

委員長 実は、内々に私も見せていただいたりした段階で、そういうことは当たり前の話としていろいろ申し上げてはいたのですけれども。しかし、とにかく今日まできてしまったという、そういうことなのですけれども。だからこそ私が先ほど私的な感情を交えてまでいろいろ申し上げたのは、結局はその揚げ句であるというふうにご理解願えるとありがたいのですけれども。

委員 事業者さんがおられるのであれば、何かご説明はないのでしょうか。

委員長 事業者さんは、いかがですか。今の委員のご意見に対して、お答えしていただけないですか。

おブザーバー おブザーバーと申します。業務代行者ということで、この土地区画整理組合の業務の代行を務めさせていただいております。先ほどから、事業者さんというお話が出ています。今回のお話の中で事業者さんというと土地区画整理組合という土地区画整理事業としての事業者さん、これがまず一つと、あとはこのマンションの建築をしていく、建物を建設していく事業者さん、この2通りあると思います。今回のオブザーバーとして参加させていただいているのは土地区画整理組合として参加させていただいていまして、あくまで土地区画整理事業の事業者の立場として、まずはオブザーバーとして参加させていただいているというのが、まず一点ございます。そこのマンションの土地につきましては、当初この土地区画整理事業の業務代行予定者というのを決めるときに一度、先ほど名前が出ました阪急阪神不動産とフジタで一度提案書としてお出ししている資料でございます。これに関しては、あくまで対組合に対して出している資料ということで、まだ正式にこういった計画をしますという資料として公には出していないというのが一つ現状はござ

います。今後は、こういったまちづくり委員会での皆さまのご提言、それから島本町さんとの協

議を踏まえて、まだ阪急阪神不動産さんは土地を購入しているわけではございませんので、 ちょっと先ほどから名前を出してしまっているのですけれども、正式にそこの事業者として決定 しているわけではないという段階にございます。今後は、こういった提言の中で阪急さんとして も土地を購入されるかどうかを検討されて、その後に正式、具体的に計画を作っていかれるとい うような流れになってきますので、今の時点で具体的な計画となるとなかなか出せないというと ころがあるという、そういった現状だけはご理解いただきたいなということでございます。以上 でございます。

- 委員 ご説明をありがとうございます。こちらから「事業者」と言う場合はいろいろあるかと思いますが、その使い分けまではしないので、そこはご配慮いただけたらと思います。ただ、段階のご事情は別にして、このマンションの配置1案、2案、3案が私たちに与えられて、これについて考えるというふうになってしまっているわけですね。その場合はやはり1案はこう考えました、2案はこう考えました、3案はこう考えました、1・2・3のベースはこうですよという、やっぱり設計された方がどこかにおられるわけですから、そのご説明は付けた上で、ここに提出していただきたいなということをお伝えします。今回は委員長が、普通は委員長であっても委員であってもここまではやらないと思うのですけれども、ご提案いただいてシミュレーションまでしていただいているので、ぜひこれについては真摯(しんし)にご検討いただけたらいいなと思うところです。以上です。
- 委員長 ありがとうございました。実は、先生と同じように先ほど内々に見せていただいたというのはあるのですけれども、見せていただいて、これは設計者さんが何を意図されているのですかというのを真っ先に思ったのですよね。だから経験者というか、デザイナーというか、計画者というか、誰でも当たり前に思うことを実はあんまり真面目にと言うと変ですけれども、少なくともお出しいただいていないというのは全く同感ですね。よろしゅうございますか。そうしましたら次をお願いしたいと思いますが、いかがですか。どなたでも結構です。委員、お願いします。
- 委員 すみません。ちょっと私も、これはどう。この①~⑤で回答するということなのですけれども。 先生のお示しいただいた、今日配布していただいている、この1案、2案のぞれぞれについて① ~⑤でという、そういう回答の仕方でよろしいですか?
- 委員長 お願いしたいのは、基本的にそういうかたちですね。だから何度も申し上げていますけれども、 そのものというより、そのあたりのものですね。そういうつもりで 45 メーターあたりのもの、 それと 36 メーターあたりものも、そのあたりだったらどうですかという、そういう話なのです けれども。
- 委員 そうですね。やはり大阪府の景観計画で山並み、稜線を遮らないというものがある以上は可能な限り稜線を遮らないような設計にしていただく必要は当然あろうかと思っています。ですので今の与えられている二案でいくと、第2案のところが有益であるというふうに考えますし第1案の方は、このぐらい高さ制限ぎりぎりの建物が建つというふうになると、こういった主立った景観場で稜線を遮ることになりますので「許容できない」という④番の回答になるのかなと思います。今のやり取りや、最終的にこの委員会としてどういうふうな方向性で意見を出すのかなとい

うところもそうなのですけれども、ちょっとやっぱり何か先が見えなくて。これを事業組合ですか、組合の方に実行していただくにあたって、実際にまだ売買契約も結んでいない段階でどうかというところはおっしゃられたのですが、逆に言うと売買に出す際の条件として組合の側から指定することは可能なのかなと思います。

委員長 可能だと思います。

委員 だから土地購入者の側としては、こういったまちづくり委員会でこういうふうな意見が出ている ので、それを順守した設計にしていただくことというのを条件として土地を売却していただくと いうふうなかたちであれば、組合の方で可能な限りのコントロールを及ぼすことは可能であると 思います。そこから、そういった条件を付けた場合にどういうふうな金額が付くのかなど、そう いったところの見通しを含めて先ほどの事業代行者のフジタさんの方には採算の取れるような計画を立てていただくということが、恐らく事業代行者の立場として考えていただくべきことなの かなというふうに思います。なので、阪急阪神不動産に決まっていない、まだ建物の具体的な計画が定まっていないからどうだというふうな議論にはならないのかなというふうに思いますの で、そこも含めて事業者側で事業代行者の方も含めてご配慮いただけたらなと思います。以上です。

委員長 ありがとうございました。先ほどの第2案は「有益である」とおっしゃいましたけれども、そこまで言ってよろしいですか。ここでの第2案を「有益である」というふうにおっしゃいましたね。

委員 第2案は有益。

委員長 今日は、せいぜい許容できるぐらいじゃないですか。

委員 まあ、そうですね。ただ、何か、ここのエリアは地区計画の方で、ある程度高いものを建てる前 提で定められていますので1か2かという積極方向の意見という、そんなかたちかなと。もちろ ん、それは低いに越したことはないでしょうし。ただ、でも低くすると面的な意味での遮りがど うしてもやっぱり出てくると思うので、そこのバランスを見てやっていただけたらなと思いま す。

委員 ありがとうございました。

事務局 すみません。また 45 分がたちましたので、休憩の方をよろしくお願いします。

委員長はい。そうしましたら、また休憩ということにしたいと思います。

(5分間の休憩)

事務局 それでは議長、会議の再開をお願いします。

委員長 はい。それでは会議を再開したいと思います。お2人の残る公募委員の方はどちらからでも結構ですので、ご意見をお伺いできますか。委員から。

委員 私も第2案でいいのですかね、この第2案の、ちょっと想像。今日の説明すら、これを見て第2 案なら、「なら」ということもないのですけれど、許容できる……。

委員長 許容できるというぐらいには。

**委員** というより材料もないし、こういうふうに今はシミュレーションしていただいて、そうですね。

ただ、ちょっと、あまりにもそういう説明や情報が全くない中で、もう本当に第2案で何とか、 そうです。でも、もうちょっと組合さんの方からも提言が、まだ可能ということなら、今までこ のまちづくり委員会で結構山並みの稜線やら、そういうのをもう駅から。駅からも、私は駅から の風景が好きで、この島本に決めてここで暮らそう、この景色が良くてというのでここに住む。 なので、ちょっと受け入れ難いことは。まあ、そう言ってしまったら、もう仕方ないのですけれ ども。ただ、もう少し材料というか何か情報もない中で、これでとりあえず決めないといけない というか意見をしないといけないのかと思うと不満ですし、このまちづくり委員会というのは何 なのだろうと今だに思っていますけれども、取りあえず今の時点では第2案。

委員長 第2案なら許容できるということに。

委員できると言うしかないというか。まあ、はい。

委員長 しかない。

委員 「しかない」というか私は、すみませんが言い方がちょっと、もうどうしても「できる」とは。

委員長 お気持ちは非常によく分かるのですけれども。

委員 さっきの、あの事業者さんのご意見など、まだそういうふうにこちらにそんなに情報というか決まっていないので何とも言えないということなのですけれども。でも材料的にはもう出てこない、今後は情報というか出てこないということですよね。このまちづくり委員会が終わるまでに具体的な内容というか情報は公開をここでする、私たちが知る機会はそんなにはないということです。

委員長 ですから今日は先ほどのお話にありましたように、事業者側で再度検討した段階で何らかの情報 は出していただけるかもしれませんけれども、少なくとも私なりまちづくり委員会の方から積極 的にこれ以上のものを出すということはないと思いますけれども。

委員 すごく残念ですけれども。でも委員長が、もう結構これだけシミュレーションしていただいてというのは私的にはちょっと、もう失礼ですけれども予想外に、ここまでしていただけると思ってはなかったので、すごくありがたいとは思っています。ただ、その反面、事業者さんというか、行政というか、そちら側からの全体の情報量というのは全然もう、まちづくり委員をやるにあたって全然情報というか、積極的な感じには今の時点では全然ないなという感想なのですけれども。あと何回かある中で、もうちょっと積極的に住民の必死というか、私も必死なのですけれども。まちづくり委員でガイドラインを定めたところで、どこまでそれが反映できるかということは分からないのですけれども、もうちょっと協力的に情報を出してもらいたいし今後は事業を。今は何か工事もどんどん進んでいる中で、どこを優先してくれるというか。私がこうしてもらいたいと言っても、もう今は事業をやって無理ですということもちょっと今現在、どこまで要望したら間に合うということも全然分からないので、そこもちょっと。なので、お願いします。

委員長 分かりました。事業者さんに情報をお出しだということは、私も思っておりますし。だから、どこまで採用されるのかというのは、実は私も分からないところはいっぱいあるのですが、われわれとして言うべきことを言わずに済ますわけにはいかないだろうと。だから、それが採用されようとされまいと、言うべきことは言いましょうという気持ちはありますね。

委員 すみません。じゃあ、とりあえずは、以上です。

委員

委員長はい。ありがとうございました。じゃあ、委員、お願いできますか。

先ほどのシミュレーションは、私も非常に分かりやすくて丁寧にご説明いただきありがとうござ いました。その上で、私は委員長の1案、そして2案ともに④番、許容できません。理由としま しては、やはり圧迫感ですね。建物の圧迫感というのが非常に大きいと感じました。それは周辺 地域からもそうですし、工事区域からも感じました。生活の中でも非常に圧迫感の出ることなん じゃないかなと思いました。視点場からも、例えば第三小学校からの視点場というのは非常に景 観が悪くなるというふうに思っています。1 案であれば、確かに山並みの稜線は遮らないかもし れませんけれども、じゃあ2案がはっきり山並みの稜線が感じられるかというと、やはり建物の 遠近法と言われればそうなのですけれども圧迫感がすごいなと思ったのです。事務局案の3案で あれば、③番「緩和的措置で許容できる」というふうに思いました。緩和的措置で許容できると 理解し、思いましたのは、例えば駅前の緑道からのセットバック、そして十分なオープンスペー スの確保というのが緩和的措置。であれば事業性はどうなるかという話なのですけれども、先ほ どの計画が不透明だというご意見と同じように事業の採算性というのも不透明だなと私は思って おります。この総事業費に対してどういうふうな使い方をする、利益があるなど、企業ですから 利潤は当然求めるのだなと思っていますけれども。参考としては、数年前に学校法人が来るとい うような土地区画整理事業の話が一度持ち上がったことがございましたが、ちょっと数字ははっ きりと分からないですが、そのときから総事業費は増大しているというふうな意見、ことからも 私はこの事業の採算性というところも不透明であると。これを必ず守らなければいけないという ふうな、ちょっと意識が私には分からないので「緩和的措置で許容できる」と、事務局案第3は そういう意見をさせていただきたいと思います。以上です。

委員長 はい。幾つかご質問をさせていただいていたのですが、最後のあたりの「採算性が不透明」とい うのはどういう意味ですかね。

委員 幾らかけて幾らもうかるのかというのは、私は分からないので。

委員長 事業全体としての採算性の話ですか。

委員 事業全体としての採算性の話なのですか。

委員長 だから、両方あるのですね。

季員 戸数が減ることでどういうふうな影響がある、戸数を確保することでどういうふうな、そういうところですね。必ず360戸建てないといけない、これはmust じゃないと、もう工事が成り立たないというお話なのか、それとも企業として、組合としての利潤をある程度決められたふうに担保するためにはこれぐらいの戸数をもって事業しなければいけないことなのか。私が理解している土地区画整理事業というのは土地を地権者の方が提供する代わりに土地、地代が上がって価値が変わらなくなると、前後で、ビフォーアフターで変わらなくなるというふうな理解をしております。ただ、そこに当然、企業が入っておりますので利潤を求めるというのはあると思います。ただ、その利潤というのが、どういうふうな採算を取る計画になっているのかというのは私には分かっていないので。環境アセスメントについてもちょっと不透明であるというふうなところか

ら、言葉が悪いですけれども計画にやはりある程度の不備があったのじゃないかなと思います。 であれば、事業の内容を多少変更しても。

委員長 その「事業の内容を多少変更しても」「採算性が不透明」という、そのあたりの話でどこまでを 認めるのかというのは、実は結構重要だと思うのですね。

委員 それを。

委員長 360 戸あるいは 350 戸というのは、大まかに言ってこれだけあればとにかく企業としては採算が 取れるというあれですね。要するに一定の土地を買って、一定の土地から収益を上げようと思え ば、そこに何戸の戸数を建てて金を取るかですね。 360 戸であれば採算が取れるというふうに おっしゃっておるわけですよ。おっしゃっているに等しいわけですね。それを私は信じるし、そ れは、じゃあ確保しましょうじゃないですかと、そういうのが私の論理ですけれども。だから不 採算性、採算性が分からないというところが私も分からないのですけれども。 区画事業全体から 言えば、これも採算性を取れる話であろう。要するに組合は採算性、採算が取れるように事業を 成功させんといかんわけですよ。これを義務付けられているわけです。だから、そういう意味で 採算が取れるように必ず組合さんはおやりになる、採算が取れないようなことは拒否するという ことになると思いますよ。だから採算が取れる、取れないということにさほどあれなのかな。だ から要は 360 戸より下げなさいという案かどうかという、お考えかどうかということですね。

委員 私が、じゃあ採算性の話はちょっと蛇足だったとして、事務局案3案だったらというお話をさせていただいたのですけれども、緩和的措置条件として駅前からのセットバック、そして十分なスペースの確保というふうな要望に変えさせていただきますということでよろしいですか。

委員長 今のは、ちょっとあれだな。3案。

委員 すみません。事務局案3案というのはどれになるのですか。

委員長 これのことでしょう。

委員 そうです。

委員長 それで、これを今見ておかしいなと思ったのですが、建蔽率 60%というのは、これは何ですか。実際にどうなのかが問題ですよ。これはここに書かれているのは既定が 200%、60%という、そういう意味ですね。だから建物の設定条件というか、設定の結果が重要なのですよ。建蔽率が実際にどれだけ。これは建蔽率が 60%も建てたら一般の住戸でも何でもかなりいっぱい、いっぱいですよ。

委員 これというのは事務局案なのですか、この前回資料と同じのこれのことですか。

委員 そうです。それが事務局案だと思って言っているのですけれども、合っていますよね。合っています。はい。

委員 これは、事務局。これの位置付けがちょっと、よく分からなくて。これは事業者から出てきたのか、事務局が大体こんなイメージですというので出してこられたのか、ちょっとこの位置付けがよく分からないので教えていただけますか。

委員長 恐らくはあれですね、事業者からの情報提供によりということだと思いますけれども。ということですよね。

委員 すみません。今の委員のお話と、委員のお話も踏まえてちょっと思ったのですけれども、私もこ の2案が絶対的にいいとか、そういうあれで言っているのではなくて、やっぱり駅からの眺望が 可能な限り害されないようにするべきであるという、そこについては同じ意見なのですけれど も。やっぱりどれだけ高いハードルを課したとしても、それが実行できなければちょっと、なか なか「絵に描いた餅」になってしまうという懸念があったので、あのぐらいの意見にしてしまっ たのですが。先ほどちょっと委員の意見でもありましたように、360 戸ありきで話を進めていま すけれども、こう言っては、デベロッパー案件というのは基本的には、この建物の建蔽率ぎりぎ り、容積率ぎりぎりに建てたときに何戸取れるか、何戸取れて、そうしたら幾らで売れるのかと いうところからの逆算で土地代金を弾いてということになりますので。恐らく事業者側として も、それをベースにどのぐらいで買い取ってもらえる、それによって土地区画整理がどのように できるかということで多分考えているのだとは思うのですが。通常の考え方としてはそうなのか もしれませんけれども、この土地に関しては例えば 360 戸ではなくてもっと戸数を下げたかたち で売りに出してほしいと、ひいては駅からの眺望も可能な限り確保していただきたいというよう なところを踏まえて売りに出していく。その前提で、どのぐらいの金額で売れるのかというとこ ろをベースに土地区画整理事業の採算が取れるのかというのを考えていただくというのも、確か に一つかなというふうに思いました。

委員長 私は、それはもう無理だと思うのですよ。

委員 分かります。

委員長 法定で決め、ちゃんと許されているのですよ。200%、60%まで許されていて、それより下でなければならないということは法を無視しなさいというのに等しいわけですよ。

委員 分かります。ただ、それはちょっと言葉を返すようであれなのですけれども、それでいくと区画整理の中、地区計画の中でこれは50メートルまで可というふうになっているので、それもこの今の2案の36メートルというのも、またそれは法で許容された範囲を下回るものを求めるということになりますので。

委員長 いや。前提条件から順番に考えていかないと駄目ですよ。順番に考えていった結果で出している わけですよ。だから事業者に 200%、60%は許容して、そして採算が取れるように考えてみてく ださいと。考えた結果が 360 戸なわけですから、それを下げろなどということが言えますか。

委員 分かります。今申し上げたいのは、そういう検討をしていただいて、それが無理だというふうになったら、それはそれでこちらとしても要求水準を下げざるを得ないというふうな話にはなるのかもしれませんけれども。だから、すみません。先生のおっしゃっている意味はすごく分かるのですが、いったん検討してもらってもいいのかなという、そういう意見です。

委員長 私は、それは、だから検討はしてもらいましょう。ですから、例えば 360 戸以下の戸数とすることが望まれる、望ましいなど、そういう表現を入れることは可能だと思いますよ。ただ、それだけです。

委員 そうですね。

委員長 私たちも最初からの案として360戸を下回る案でないと駄目ですみたいなことは、これは言えな

いと思います。言うべきではない。

委員 分かります。

委員長 それは言うべきではないです。

委員長 そういたしましょう。要望として望ましい、望まれる、そういうような表現はどこかに入れることにいたしましょう。全般にお気持ちは分かるのですけれどもね、という。事業者側の気持ちは 気持ちで分かるし、住民、町民の側の気持ちも当然非常によく分かるし、板挟みになるところですけれども。

委員 考え方次第なのかもしれませんし、こういうふうな要望を出したとしても結論ありきで無理ですという回答がくるのが関の山な感じもしますけれども、考え方を変えれば島本町にこれだけ大きな集合住宅が建つと、しかもかなり駅近であると。通常の売り方ではなくて、それだけ付加価値のある物件になるわけですから、ある程度それこそまさにデベロッパーのノウハウによって通常だったら360戸じゃないと採算が合わないところを、もっと戸数を下げた上で採算が取れるようにやっていただくというのも一つの経営努力なのかなと。それは結局やるかどうかは分かりませんけれども、というふうに思った次第です。

委員長 いや、私も付加価値が上がるうんぬんということは、そういうのは十分考慮してくれよと最初から申し上げていたのですけれども。だから、今のお話に関しては要望としてはとにかく出すと。 要望しますし、要望しますというより望まれるのでご考慮くださいということは明確に委員会としても言うということでしますけれども。

委員 ちょっとよろしいですか。会の一番最初に「忌憚のない意見を」とおっしゃいましたし、この会 としての採決というか、そういうのは採らないというふうなことを前提として私は話させていた だいたので。

委員長 いや。

委員 その私の意見が要望としてどうのこうのじゃなくて、一委員の意見としてしっかりと通させても らいたいなというのは私の要望でございます。よろしくお願いします。

委員長 いや。それは申し上げたとおり、出せるようにはしますよ。ただし、委員会として決を採らないと、そんなことは一言も言っていません。委員会の意見は委員会の意見として申し述べて、こういう意見もあります。いわば最高裁の判決にある少数意見のようなものですね。判決はこうであると、しかし少数意見はこういうのがありましたというのを、これは明確に出すわけですからね。それと同じようにどこかに、「少数意見」と書くのは語弊があるかもしれませんけれども、一委員というか、どなたからか特別な意見があれば、今おっしゃったような意見があれば、そういう意見が出ましたというのは、これは明記すべきだし明記させていただこうとは思いますよ。

ですから、それは、まだ時間がありますから最終の段階まで、私のこういう意見を報告書に入れてくださいということをおっしゃっていただければいいと思いますよ。それから、もう一つお伺いしたいのは、先ほどの案3が良いというふうに言いましたが、見たら実際の建蔽率が出ていない。先ほど私は建蔽率というより空地率が非常に重要ですよという話をしたはずですが、案3は空地率が当然下がるわけです。かなり下がるはずです。それでも案3がよろしいというふうにおっしゃるわけですか。

委員 それは緩和措置付きでと申し上げたと思うのですけれども。例えば、手前に 2 棟が横に並んでいますけれども、あれは駅前の緑道に多分沿って建てられております。なのでセットバック、後ろに下げろというところでスペースを確保する。そして混み合ったデザインじゃなくて十分なスペースを確保したデザインにしてくださいと、そういう緩和的措置だと。緩和措置付き。

委員長 十分なスペースを取ってというのは、どういう意味ですか。

委員 それで戸数が確保できないのであれば、戸数の検討にしていただくのじゃないかなと思っています。じゃあ何をどうすれば、並び替えたらどうこうかというのは私にはちょっと分かっていないのですが、意見として申し上げますと。混み合ったのが。

委員長 その、ご意見のつながりですね。こういう前提に立てばこういう結論が出る、A ならば B、B ならば C というふうに順番に出していただけるとありがたいのですがね。一番重要な事柄は何であるか、その重要な事柄を実現するためにはこうでなければならないという、そういうようなことがいろいろあるはずですよね。そういうことをきっちり整理して、また出していただけませんか。

委員 先生と私が同じ知見があって同じ土俵に上がっているのであれば、そういう申し出は受けるところなのですけれども、じゃあ、どうしたらその先生が納得できるような私は意見が言えるのか、 ちょっと今は分かっていないのですけれども。どういうふうな意見を申し上げればご理解いただけるのでしょうか。言っていることが分からないわけではないと思うのですが。

委員長 端的に言えば、案3が良いという理由が私にはあまり納得できないということですね。

委員 高さです。だって案が3個出ていて、じゃあ、どれにするかという話になっているわけじゃないですか。

委員長 いや、いや。だから、必ずしもそうじゃないのです。まあ、いいです。

委員 お店に3つ商品、A定食・B定食・C定食があって。

委員 よろしいですか。多分ご意見は高さのことをおっしゃっていたので、委員長のああいう案でも、 もっと下げた案というのを作れるように思うのですね。だから必ずしも今は3という言い方をさ れずに高さが、これは8、9階、8階ですか、8階程度で抑えた案という言い方をされておいたら いいのじゃないかというふうに思います。

委員 これの案の多分一番の主訴は高さだと思っているので、そういう意味で3案というふうにおっ しゃる。

委員そうですね。そのとおりです。はい。

**委員 明確に、じゃあ25メートルというふうに申し上げればいいですか?** 

委員 そうですね。「25メートル、8階程度」という言い方でいいのじゃないかと思うのですね。

委員 そうですか。

委員 今伺ったら、この案自身も、まだどうなるか分からないようなところらしいので。

委員 明確に A・B・C や 1・2・3 とあったので 3 と申し上げたのですけれども、じゃあ C 定食が豚カツセットで、いや、豚カツじゃなくてカラ揚げがいいなというのが、もし通るのであれば大阪府の景観計画の高さ制限は 20 メートルなので、じゃあ 20 メートルを取るというふうに申し上げる、でよろしいですかね。

委員長 今の20メートルの高さ制限というのは何でしたかね。

委員 ごめんなさい。正確には分からない。大阪府の景観地区の高さ。

オブザーバー 委員長、議事進行をしましょう。いつまでもこれは終わりまへんで。

委員長 ちゃんと終わりますよ。非常に重要な話だから時間をかけているのですよ。

オブザーバー3時までということでしょう。

委員長 何ですか。

オブザーバー ここに書かれているのは3時までということでしょう。時間を守りましょう。

委員 すみません。勝手に発言するのはどうかと思います。

オブザーバー やっていますよ。以上です。

委員長 不規則発言はやめてください。不規則発言です。

オブザーバー分かりました。はい。

委員長 委員会は委員会の都合でやりますから。

オブザーバー そうですか。

委員長 お忙しいのだったら勝手に帰ってください。

オブザーバー じゃあ、私は帰らせてもらいます。失礼しました。

委員長 今の20メーターというのは、そういう景観計画うんぬんで根拠があればそれでいいですし、そうでなければ25メーターでも結構ですが、委員のおっしゃったようにそういう言い方で出していただければ非常によく分かるだろうということです。

委員 分かりました。はい。

委員長 そうしましたら、私が出した案にはいずれの案も許容できないと、そういうことでよろしいので すね。

委員 はい。よろしくお願いします。

委員長 他に、ご意見はございますか。意見のまとめとしては、今はする必要がないですが、各委員の 方々の結論的な意見としては今出ましたので、それでもう先に進めればいいと思いますので、こ の話は、今日はここまで。はい。どうぞ。

委員 特に今日はこのあたりで時間を費やしているのであれですけれども、今のガイドラインのご提案 の中の5ページの所で、今お話しになっていた民間建築物の所ですけれども、いろんな項目があります。「屋外広告物の規模やデザインの配慮、周辺景観への調和」というところですけれども、言葉でこれだけ書くだけではなかなか、もし、ぱっと面積になったときの威圧感などが抑え

られないと思いますので、もっとここは将来的に具体的に明度、彩度の話を入れていく必要があるかなというふうに思いました。追加です。以上です。

委員長 その辺の意見をいただけるであれば、次までに何とかいただけませんかね。いろいろ重要なこと はあると思うのですよ。だから、それは当然出したいので、むしろいろいろお出しいただきたい のですね。はい。今日の景観アセスメントについての話は、ここまでにしてよろしいですか。は い。それでは2番目の「オープンスペース及びパブリックスペース」というその話ですが、これ は今日策定に向けた提言というところに関して意見を言うということでよろしゅうございます か。事務局案とした、あの今日頂いた資料がございますね。それの7ページ辺りの所に「オープンスペース及びパブリックスペース」というのが書いてあります。そのあたりのご意見を伺うと いうことでよろしいですね。事務局のお考えとしては、どうする。

事務局 そうですね。今日はこちらの方のオープンスペースなりパブリックスペース、都市基盤施設に関 してご意見等をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 ご意見をいただきたいのですが全般的に。これは1も含めて、民間建築物も含めてですが「具体 的な方針」というふうに書かれていて、これは基本方針を、もう一つかみ砕いたかたちで「具体 的な方針」というふうに出されて、これはいろんな話を全てカバーするためにはこのやり方があ るのですが、非常に抽象的な話でしかないのですね。抽象的な話というのは、これを実際に場所 に当てはめたときにどういうことになるのだと、その場所ではどういうことをすべきなのだ、そ ういうここに書かれる具体的な提言、そっちの方が私はより重要だと思うのですね。委員の方々 にいただきたいのも具体的な方針の話もいいですが、むしろより具体的な提言として、それをお 出しいただきたい。この前から駅前広場なり、1号公園なり、その他について幾つかの具体的な 話が出ておりました。その手の話ですね。どうまとまるかは難しいのですけれども、駅前広場で 言えばビオトープ的なせせらぎのある広場あるいは文化財を生かしたような何かなど、全部を一 緒に入れたらとんでもないことになりそうなのですが。ただ、具体的なイメージが出せるような ご意見が欲しい。例えば、駅前広場は非常に狭いですから、それと商業施設の前の空間を生かし てオープンカフェを造っていただくなど、そういう案は当然出てくると思うのですね。要するに パブリックあるいはセミパブリックなスペースとプライベートスペースの区別をむしろなくして いく方向でやってくださいなどですね。あるいは多少施設別の所にも入るのですが、そこも一緒 にやってしまえばさっきは委員の建築物の具体的な話というのもありましたけれども、他の地域 ではいっぱいあるわけですね。例えば全体を傾斜屋根で統一しましょうという話があるわけで、 そういうことをすればイメージも一定のイメージの建物が出てくる、これはもう、それこそ京都 市がやろうとしているようなことであるわけですから、そういうのもあるし。あるいは生け垣の ある町並みというのが、この辺りはありますね。伊丹辺りですか、伊丹やああいう所に非常に高 級感のある住宅地で、どの道へ行っても生け垣が並んでいるという、そういうのがありますが、 そういうイメージにしたいという話もあると思います。そういう具体的な提言を、私はいただき たいというふうに思います。

委員 プライベートスペースになるかもしれないのですが、農住エリアについて一つ提案させていただ

きたいと思います。農住エリアは何度も申し上げていますとおり御所ヶ池の所の州浜状の地形と、これがかつての水無瀬離宮の庭園跡だったかもしれない可能性が高いということで、これはぜひ保存してほしいです。加えて希少種でありますヒメボタルの生態調査というのを、農住エリアで行っておりました。当初の見解としては生息していないというふうな意見があったみたいなのですけれども、住民団体が幼虫の捕獲に成功しまして生息を確認しております。何度も申し上げておりますとおりヒメボタルというのは、雌はちょっと羽が退化して飛べないので、特性として生息地での固有性が非常に高くなると。同時に、環境を失うと生息地での絶滅で昨今の生物多様性の観点から見ましても、やはり保全の方向に持っていかせていただきたいと考えております。現在、農住エリアは畑、田んぼと田園地帯として運用されておりますので、ぜひそういうふうな運用を続けていただきたい。ヒメボタルに関しましては豊中市では、市が保全活動で特別緑地保全地区を指定して保護しているというふうな実例がございます。希少と申し上げましたけれども、ヒメボタルに関しては大阪府、京都も准絶滅危惧種に指定されている希少な生物となっております。農住エリアについては以上です。

- 委員長 以上ですか。はい。どうもありがとうございました。関連する話だと思うのですが、オープンスペースが一番中心になると思うのですが、プライベートスペースもそうですが、基本的にエリア 別の提案というかたちに私は持っていけないかというふうに考えております。エリア別のエリア は地区計画で決まっておりますので。
- 委員 すみません。これは質問なのですけれども、さっきのおっしゃられたヒメボタルの生息地域とい うのは、ここのあれでいくと緑地の部分になるのですか、それとも農住エリアですか。農住エリ アの横に緑地がある。
- 委員 はい。ちょっと詳しくは分からないのですけれども多分1号、2号緑地付近と、その東側というか。
- 委員 御所ヶ池が、1号緑地の辺ですか。
- 委員 御所ヶ池は1号緑地、2号緑地と書いてある、ちょうど文字の所が御所ヶ池ですね。その下にの り面、1号緑地、2号緑地と書いてありますけれどものり面がございまして、そこののり面から 東側に下りてきた地域、ここに生息地を確認しているというふうに聞いております。
- 委員長 とにかく基本的には各エリア別にそういう具体的な提言をいただきたい、書きたいというふうに 考えております。必要な事項は今のヒメボタルの話あるいは文化財の話も、埋蔵文化財なんかも 入れ込んでエリア別にいけば記述は可能だと、抜け落ちなくできるだろうというふうに考えております。
- 季員 今のホタルの話もそうですけれども、最終的にこれに落とし込むとしたときに具体性がないと ちょっとやりにくいような感じもするので、具体的に例えばどこのエリアを緑地に指定して保護 すべきだと、そんな感じで持ってきてもらった方が多分落とし込みやすいのかなと思いますの で。州浜の所も、そこを。ちょっと僕もこれはよく分からないのですが、農住エリアというのは 住宅ではないということなのでしょうけれども。
- 委員長 いや。住宅が建つのですよ。

委員 住宅は建つのですか。どういうイメージなのかなというのが、ちょっとよく分からなくてです ね。例えば、この全体で住宅のエリア、住宅が実際に建つのは何%など、そういうのがあるので すか。

委員長 その辺が区画整理組合さんの苦心もしておられるところだと思うのですが、希望者がおられるわけですよね。営農希望者がおられて、営農希望者はなるべくそこに集約しましょうというかたちでやっておられると思うのですよ。だから、それがどれだけ集まるかというのは定かじゃないですね。恐らく今も決まってはいないのじゃないかと思います。

委員 すみません。ここは市街化調整区域にはならんということですよね。市街化区域ではあるという ことで。

委員長 当然、市街化区域です。

委員 ということは、よく調整区域で農地などがあって、その農家の人が家を建てる分には調整区域でも建てられるという、そういうのはあると思うのですけれども。そこまでしっかりした制限が掛かっているわけではなくて、あくまでも市街化区域をベースにということなのですよね。そうなると農住エリアと言ったところで、あんまり当初に予定していたようなイメージにならない、思ったより家が建ってしまっているということも想定し得るので。

委員長 想定し得ますね。

委員 農住エリアと言うからには、そこのコンセプトに沿ったようなまちづくりをしていただくのがいいのかなとは思いますけれども。

委員長 そうしたいですね。そうしたいですから、私も何回か前に少なくとも農住エリアは別に取り上げてしっかりと検討しましょう、検討してくださいという話はしているわけです。

委員 だから、この今の農住エリアというのが、もうその字面のとおりですね。今まさに現状の現地検 分に行ったときもそうですけれども、実際は農と住みたいなかたちで今、現状はそうだと思うの ですけれども、あのぐらいの感じでいくのであれば委員がおっしゃったような懸念もあまり生じ ないのかなというふうな感じがしますし。その辺が、われわれは多分誰も想像できていないとい うか。

委員長 想像できていないというか、はっきり言えば計画を示していただいていないということですね。 委員 そうですね。だから農住エリアと言いつつも家が建って、全然建てられるということで、そうす ると多分もう結局は住宅エリアとあまり変わりがないかたちになってしまって、それこそあえて 委員が懸念されているようにヒメボタルもちゃんとしっかり保護していくかたちで、州浜につい てもこういうかたちで保護してくださいというかたちに具体的に指定していかないと、多分いつ か家が建っちゃうのかなというふうには思うのですけれども。

委員長 残念ながら、家がいつか建っちゃうという状況は十分にあり得ますよ。

委員 それは、今のところはどういうふうなイメージになっているのかというのは何か、もうお示しい ただけないという前提で、そこはいったらいいわけですよね。

委員 すみません。ちょっといいですか。その州浜の所は、あの岬状の所の部分ですよね。あそこは前 回の参考人のお話を、ちょっと私の理解でよかったら史跡になり得るぐらい価値のあるものでと

いうふうに参考人がおっしゃっていて。私もその農住エリアといってもそこの畑は、その土地を売ったら、もうそこは当然残らないというので、これは史跡、遺跡の中でも歴史の価値がすごく高くて保存すべきものというのを認められたらと、前回で結構史跡指定がされて法的な担保、裏付けというので、ちょっと。これは土地を買い上げるということは町と相談していて、そういうことはできないのですかね?

委員長 財政さえ許せば、なんぼでも相談に乗ってくれるとは思いますけれども。

委員 恐らくそういう場合のやり方としては、ここの区画整理の中で公園としてやって町に帰属させる というやり方があるのかなと思うのですけれども、そんな感じですよね。

委員 ちょっと、すみません。分からないのですけれども。

委員 だから、そういうふうに、そこのエリアについては公園にするべきであるなど、そんな感じが一番収まりはいいのかな。

委員 よろしいですか。だからオープンスペースがこういう絵になっていて、公共空間がこういう絵になっているのだと思うのです。今のところこれぐらいはできるよという話かと思うのですけれども。多分ここで書き込んでいくのはこれありきで、さらにもっとここはバッファーゾーン、バッファーゾーンというかエリアの周辺にさらに緑が要るよ、それから住宅には必ず何%の緑を入れてくれと、そういう話を書き込んでいくのかなと思うのですね。多分、今の状況だと事業がどうなるかは見えないです。見えていない方が逆にいいのですよ。見えていたら、さっきのマンションみたいに、もうこんなん決まりました、これ以上は事業ができませんと言われたら、もう私たちは言うことがないじゃないですか。でも、まだ見えていないだけに、皆さんの思いがここに落としていけるのだと思うのですね。必ず水路にふたをしないでね、この地形は守って使っていってねと、そういうことをここに書き込んでいくという話だと思います。それが実現できるかできないかというのは、向こうも実現したいけれどもこうなってしまいましたというのはあると思うのですけれども、ひとまず皆さんが想像できるだけの思いをここに書き込んでいくということかと思います。それは向こうの計画がなければないほど言えるという、逆に思っていただいた方がいいのかなというふうに思います。

事務局 委員長、すみません。また 45 分たちましたので休憩の方をお願いします。

委員 でも、あれですか、時間もあれなのですけれども、ここを詰めるといっても今は項目を書いてあるだけなので、こう個別に意見を聞いても大して埋まらないと思うのですね。それであればちょっとこれは持ち越された方がいいのではないかと議長、提案しますけれども。オープンスペースと。

委員長 続行してですか、どういう話。

委員 いいえ。続行せずにオープンスペースとパブリックスペースをどういうふうに、この①~⑥について小さい項目を入れていくかという話と、それから先ほど委員長がおっしゃった、私もエリアごとの話を出していくべきだと思うので、そのあたりもちょっと組み替えていただいたりしながら次回の資料にされた方がいいのではないかというふうに思います。だから、このまま続けてこのパブリックスペースはどうですか、オープンスペースはどうですかとこう進めたところで大し

てここの1何々、2何々が埋まると思えないのでという議長にご提案です。

委員長 そういうことで次回に向けてそういう整理をしたかたちでの資料を、また出していただくということでお願いいたします。今日の出た州浜やヒメボタルの意見は、それはそれで十分に生かしていきたいと思います。私も先ほどの図でわざわざ州浜の絵を出したわけですから、十分に必要だと意識しておりますから。今のお話で45分の話が出ちゃいましたけれども、休憩してせんといかんですか。続行してやっても、もう終わっちゃうのちゃいます。

事務局 まだ「その他」の案件が、2個ほど報告案件がありますんで、そちらの方をお願いしたいのですけれども。

委員長 それだけ時間がかかりますか。

事務局 それだけ今は先に報告だけをさせていただいていいのならば、今は継続してさせていただくこと も可能かとは思います。

委員長 その方がよろしいのじゃないですか。休憩を取る必要も、コロナにかかっている方もおられない でしょうから。

事務局 そうしたら継続して、「その他」の方に入らせていただきます。

委員長では、次の話をしてください。報告案件と、「その他」案件ですか。

事務局 それでは、続きまして「その他」案件についてご説明させていただきます。

事務局 ①番の「事業区域内にある水路施設の環境調査について」をご説明いたします。前回、前々回と本町が実施する水路付け替え工事の工程等についてご説明させていただきましたが、既存水路の付け替えにより将来的に既存水路を撤去する必要があることから、どのような生物が既存水路に生息していたかについて当該水路を撤去される JR 島本駅西土地区画整理組合により事前に調査されており、現段階におきましては中間報告をいただいた状況でございます。現時点におきましては水路施設における生物多様性の配慮については、前回の第4回まちづくり委員会でご説明させていただいたとおりでございます。なお、当該水路における調査結果につきましては、組合内での取りまとめが完了した段階で本町に提供いただくべく協議を実施しているところでございます。以上でございます。

委員長 そうしましたら、「区域内の文化財調査範囲について」をお願いいたします。

事務局 それでは続きまして、文化財の件でお配りしております資料についてご説明させていただきます。平成30年2月13日から3月9日に21カ所の試掘坑を設定いたしまして、町の教育委員会において試掘調査を実施いたしました。その結果、試掘坑H29-1から3と5と、9から11において弥生時代から近世の遺物が出土したため、大阪府教育委員会と協議した結果、その範囲を新規発見の散布地である尾山遺跡として取り扱うよう、平成30年8月7日に大阪府教育委員会教育長から尾山遺跡として登録する旨の通知がありました。町の教育委員会につきましては、平成29年度に試掘調査を実施することができなかった5カ所の地点を公益財団法人大阪府文化財センターの協力の下、令和元年11月18日から11月26日に試掘調査を実施して、その結果試掘坑Rの1の2及び3において中世の遺物、遺構を確認したため再度大阪府教育委員会と協議し、令和2年1月27日に尾山遺跡の範囲を拡大して登録する旨の通知があり、現在は図面にお示しし

ております紫色の着色部分を尾山遺跡としているところでございます。なお、図面上なのですけれども、赤色に着色しております越谷遺跡については昭和35年の名神高速道路の建設工事中及び名神高速道路拡幅の際、それが平成2年から4年の間に実施した調査において幅広い年代にわたり多くの遺構、遺物が出土した複合遺跡でではありますが、平成29年度に実施いたしました試掘調査においては遺構が確認されませんでした。これらの試掘調査の結果を基に図面中、紫色に着色しております尾山遺跡の範囲内で埋蔵文化財が破壊される恐れがある場所や恒久的な工作物である道路が敷設される場所を中心に令和2年度6月1日より試掘調査、いわゆる本掘調査を実施することとなりました。発掘調査の内容については、前回の会議で生涯学習課より説明したとおりでございます。また、前回の会議でご説明させていただいた、現地説明会で報告した鎌倉時代の池泉跡については組合さん側と保存協議を実施しているところでございます。図1の説明については以上でございます。

委員長はい。ありがとうございました。

事務局 すみません。最後に次回委員会の開催についてだけご連絡をさせていただきたいと思います。 次回の委員会については、ちょっと前にお示しさせていただいておりますとおり、12月22日 (火曜日)13時から役場3階、こちらの委員会室で開催させていただきたいというふうに考えております。正式な開催通知については追ってご連絡をさせていただきます。事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**委員長** それでは、今の「その他」の説明についてご質問、ご意見があればお伺いしたいと思います。

事務局 すみません。ちょっと事務局から補足なのですけれども。先ほどご提案いただいた内容も含めまして、この提言書の案の方のオープンスペースと都市基盤施設、こちらの方に関してちょっと、もしご意見がいただけるようでしたら12月15日(火曜日)ぐらいまでにメールで具体的に内容を追加していただいたり、修正していただいたりして事務局までいただけないかとは思っております。そちらの方を踏まえまして、次は22日に会議を開催させていただく予定でございますので、その十何日ぐらいに資料を発送できるような手続きでさせていただきたいと思っております。そういったかたちで進めていきたいと思いますので、ご意見のほどよろしくお願いいたします。

委員長 お忙しいところを大変なお願いをして申し訳ございませんが意見があればというか、なるべく意見をメールでお寄せくださいますようにお願いいたします。他にご質問、ご意見はございませんか。

委員 すみません。メールで意見を言うのは結構なのですけれども、できればフォーマットというか、 フリーじゃなくて何かタイトルを付けて書き込めるようにしていただけると大変助かります。 メールで返信するのであれば見出しを付けていただくメールを先に送っていただいて、それに返 信するかたちにしていただけると助かります。

事務局 よろしいですか。今のお渡しさせていただいております、「JR 島本駅西地区「まちづくりガイドライン」策定に向けた提言(案)」というのがあります。こちらの方のデータを各委員の皆さまにデータで送らせていただきますので、こちらに関して、もしご意見、修正等をいただけるよ

うでしたら、そちらに記載いただきたいと考えております。よろしくお願いします。

- 委員長 ということでよろしいですか。はい。他には、いかがでしょうか。そうしましたら、ないようで ございますので、本日はこの辺にいたしたいと思います。いつものことながら、大変長く時間を 取らせまして申し訳ございません。それでは終わらせていただきます。ありがとうございました。
- 事務局 議長、どうもありがとうございました。委員の皆さまにおかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。それでは、第5回JR島本駅西地区まちづくり委員会を終了したします。本日は、どうもお疲れさまでした。
- 事務局 資料の方を回収させていただきますので、ちょっとまだ、こちらの事務局の方から回収に回らせていただきます。

閉会